## 佐賀県告示第 216 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり 道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、令和7年10月17日から同年11月17日まで佐 賀県県土整備部道路課及び東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年10月17日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道	鳥栖市姫方町字本川 563 番 1 地先から	令和7.10.17
500 号	鳥栖市姫方町字池ノ上 664 番1地先まで	